





政治・経済問題

はじめに、これを読みなさい。

1. この問題用紙は13ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。
2. 解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。
3. 監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。
4. 解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。所定欄以外のところには何も記入しないこと。
5. 問題に指定された数より多くマークしないこと。
6. 解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いずれもHB・黒)で記入すること。
7. 訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残さないこと。
8. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
9. 解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。ただし、この問題用紙は、必ず持ち帰ること。
10. 試験時間は60分である。
11. マーク記入例

| 良い例 | 悪い例 |
|---|---|
|  |    |

〔 I 〕 次の文章を読み、下記の問に答えなさい。

いわゆる「法の支配」の原理とは、全ての統治行為は、国民の代表者から構成される議会が制定する法に基づくこと、議会が制定する法に、国王、政府、国民などの全てが従うこと、そして、その法は自然法に抵触してはならないことなどを内容とするものであり、主にイギリス、アメリカなどで発展した。「法の支配」の原理によると、法の適用場面においては、国民をすべて平等に取り扱うという「法の下での平等」が要請されることになる。さらにアメリカでは、法の正当性を判断できるのは司法権であるとしたうえで、基本的人権を保障するために、司法権が立法権、行政権を監視する手段として、裁判所が「 A 権」を有することが判例法で確立されていった。

イギリスにおける「法の支配」の確立の歴史をたどるならば、その起源は、13世紀のジョン王の専制に対して、封建諸侯がマグナ・カルタ(大憲章)に署名させ、国王による専断的逮捕、拘禁、課税などに制限を加えたことに始まる。同じく13世紀のイギリスの裁判官である「 B 」は、「国王は何人の下にも立つことはない。しかし、神と法の下には立たなければならない」と述べたが、この言葉は、権力者といえども法に従わなければならないという、「法の支配」の原理を明確に示したものである。

17世紀において、「法の支配」の原理は、さらなる発展を遂げた。17世紀初めに、国王自らによる裁判を主張したジェームズ1世に対して、当時裁判官であった「 C 」が、「 B 」の言葉を引用して法の優越を主張し、「法の支配」の原理の貫徹に努めたことは広く知られている。⁽¹⁾ また、1628年に、議会は、国王チャールズ1世に「 C 」起草の「権利請願」を認めさせ、議会の同意なしに課税しないことを約束させた。そして、名誉革命の後の1689年に、ウィリアムは「権利章典」を守ることを誓って国王に即位し、国王も法と議会を無視して政治を行うことはできなくなった。さらに、19世紀に至り、主著に『憲法研究序説(憲法序説)』を持つイギリスの憲法学者「 D 」が、「法の支配」を定義するとともに「法の支配」と「議会主権」というイギリスにおける民主政治の原理を明らかにした。

ところで、「法の支配」の原理とともに国民の人権保障に資する原理として権力分立の原理がある。この原理は、主著に『市民政府二論』を持つイギリスの哲学者 E により主張されたが、それをさらに発展させたのは、フランスの思想家 F であった。彼は、その主著『法の本質』の中で国家権力を立法権・執行権・裁判権に分け、権力分立を図ることを主張した。つまり、複数の機関が相互に牽制し合うことで、権力の抑制と均衡をはかり、それによって専制政治を防ぎ、もって人権保障を徹底しようとするのが権力分立の原理の趣旨である。権力分立の原理は、立法・行政・司法の三権の間だけで適用されるわけではない。例えば、議会の二院制、連邦と州政府、合議制の行政機関なども、権力分立の原理から生み出されたものとされている。⁽²⁾

こうして、「法の支配」の原理と権力分立の原理は、民主主義の基本原則として近代憲法の考え方に継承されていくのである。⁽³⁾

問 1 空欄 A～F に最も適当と思われる語句を、解答欄に記入しなさい。

問 2 下線部(1)に関して、イギリスにおいて、古来からの慣習を基礎とし、王室裁判所の判例をもとに形成された一般的判例法を何というか。最も適当と思われる語句を解答欄に記入しなさい。

問 3 下線部(2)に関して、規則を制定する準立法的権限や裁決を下す準司法的権限を有し、一般行政機構からある程度独立して権限を行使する合議制の行政機関のことを何というか。最も適当と思われる語句を解答欄に記入しなさい。

問 4 下線部(3)に関連して、19世紀にドイツで発達した「法治主義」の考え方の特徴について、70字以内で説明しなさい。

〔Ⅱ〕 次の文章の空欄A～Jに最も適当と思われる語句を解答欄に記入しなさい。

日本国憲法の第25条は、1項で「すべて国民は、健康で文化的な の生活を営む権利を有する」と規定し、2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定する。社会保障制度審議会は1950年に、この憲法の理念と社会的要請にこたえるべく、「社会保障制度に関する勧告」を発表した。この勧告では、国家が国民の生活を保障することにより国民の自主的責任の観念を害することがあってはならず、その意味で、社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を抛出させる 制度でなければならないとされた。この勧告の趣旨を踏まえ、1958年に国民健康保険法が全面改正され、1959年に国民年金法が制定されたことにより、1960年代のはじめにはいわゆる国民皆保険・皆年金体制が実現することになる。

もともと、このような体制の実現から約半世紀が経過した今日、少子高齢化といった人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大といった雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢には大きな変化が生じ、セーフティーネットに生じたほころびや貧困・格差の拡大という新たな課題への対応が求められてきている。このような現状認識の下、社会保障・税一体改革大綱が2012年2月17日に閣議決定され、そこでは、国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆で分かち合わなければならないとして、世代を通じて幅広い国民が負担する消費税の税率を引き上げることが提唱されている。例えば、一般に、公的年金の財政方式を大別すると積立方式と 方式があり、わが国の国民年金は実質的には 方式を採用しているが、少子高齢化に伴う原資不足を国庫負担で賄うため、国庫負担割合を2分の1に引き上げ、その恒久化を図るべく、消費税率の引き上げによる安定財源の確保を目標としているのである。

消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構造の変化に左右されにくく安定していることに加え、 料など勤労世代の負担が既に年々高まりつつある中、特定の者に負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小

さいところがその特徴とされる。たしかに日本国憲法はその第30条で、「国民は、の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と規定し、国民が納税の義務を負うことを明らかにしているが、同じく第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、又はの定める条件によることを必要とする」とも規定している。かつてはアダム＝スミスの課税4原則に5つ加えた9原則を提唱したが、今回の社会保障制度の改革が租税制度の改革をとまなう議論である以上、が指摘する課税の普遍性・公平性・明確性などの観点などからその改革の妥当性を検証する必要もあろう。この点、日本の消費税とこれに相当する各国の価値税の税率を比較すると、日本はスウェーデンなどと比べて低率に留めてきたが、このことの背景には、消費税が、課税である所得税などと比較して、所得の少ない家計ほど食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために負担率が高くなるという性の問題を内包しているという事情もあるとされる。今後は、税額控除の控除額が所得税額を上回る場合において、控除しきれない額を金銭で支給する付き税額控除の導入の検討も視野に入れた低所得者対策が求められよう。

これら以外の社会保障制度改革としては、同大綱では最低保障年金制度の導入、生活保護制度の見直し、求職者支援制度の充実などが議論されている。わが国はこれまで全国民に対して税財源で定額給付をしようとする北欧型社会保障制度と被用者に対して保険料財源で報酬的な給付をしようとする大陸型社会保障制度の間でその折衷的な社会保障制度を実現してきた。民間部門の保険やサービスが発達したアメリカ型社会保障制度の動向をも見据えつつ、わが国がどのような方向にその舵を切ろうとしているのか、いま、問われているのである。

〔Ⅲ〕 次の文章を読み、下記の問に答えなさい。

わが国では、第二次世界大戦後、ポツダム宣言に基づいて、連合軍総司令部(GHQ)の指令で経済民主化政策が行われた。その一つが財閥の解体である。財閥の解体により持株会社は解散させられ、年には、独占禁止法の制定により持株会社の設立が禁止された。財閥の解体と持株会社の解散により、財閥家族の保有株式が株式市場に放出され、それらはいったんは個人株主によって保有されたが、敗戦により疲弊した個人が株式を保有し続けることは負担が大きくなり、株価の下落時などに売却された。複数の株式会社が相互に株式を保有する「株式持ち合い」は、この売却株式を吸収する形で始まった。また、当時株式の買い占めが盛んに行われたことから、その対抗策としても株式持ち合いによる安定株主作りが行われた。

その後、1955～73年の間、日本経済は成長率が年平均10%を超える高度成長を続け、国民総生産(GNP)は、資本主義国ではアメリカに次ぐ第2位の規模に達した(1968年)。日本は、1963年にGATT 11条国となることでの自由化を、また、1964年にIMF 8条国となることで為替と資本の自由化を実施した。の自由化は日本経済の開放経済体制への移行と先進国としての地位獲得に大きな役割を果たし、為替と資本の自由化により外国資本の日本への直接投資が自由化されたが、これによる外国資本の進出に対する企業防衛策としての安定株主作りが進み、これが株式持ち合いの強化につながった。その後の石油危機からバブル経済期までに活発化したエクイティ・ファイナンスの受け皿として銀行が株式を購入し、銀行の持株比率が大きく上昇した。

ところで、株式会社は、出資者に株式を発行して資金を調達し、事業活動を行う法人企業である。株式会社の出資者かつ株式の保有者を株主という。株主は株主総会において議決権を行使して経営の専門家であるを選任し、会社の経営を委ねる。会社の業績の善し悪しは、株主の利害に影響を及ぼすため、株主は株主総会におけるの選任・解任を通じて会社経営をコントロールする仕組みとなっている。ところが、わが国では株価安定や敵対的買収防衛の観点から、グループ企業や取引関係にある企業間において、相互に株式を保有する

株式持ち合いが広く行われており、そこでは、会社同士で出資をし合っていることから資本の空洞化がもたらされる、また、株主総会における議決権による監視機能が形骸化する、などの問題点が指摘されてきた。

しかし、1990年のいわゆるバブル経済の崩壊以後、多額の④を抱える銀行が持ち合い株式を売却する方向に傾いたこと、資産評価における時価主義の導入により、株価が低迷する会社の株式を保有していると業績に悪影響を及ぼすこと、そして、このように持ち合い株式の売却が進むことにより株価がさらに低迷すること、などから、株式持ち合いはかなり解消してきている。このような持ち合い解消の流れの中で、外国人投資家が持株比率を増やしてきており、また、インターネットを利用した株式投資の活発化により個人投資家の数も増えてきている。これらを背景に、近年、⑤（企業の合併・買収）が活発化してきているが、その反動で株式持ち合いが復活の気配をみせているとも言われている。他方で、それまで独占禁止法により禁止されていた持株会社は、規制緩和や金融ビッグバンの流れの中で、1997年の独占禁止法改正によって解禁された。

④

問 1 文中の空欄①～⑤のそれぞれに最も適当と思われるものを次の語群から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

〔語群〕

- | | | |
|--------|--------|--------|
| A 不良債権 | B 割引手形 | C BIS |
| D 1947 | E 執行役 | F 貿易 |
| G TOB | H 1950 | I 取締役 |
| J 簿外債務 | K M&A | L 1948 |
| M 関税 | N 監査役 | O 金融 |

問 2 文中の下線部㉗～㉙に関して、次の問(ア)～(オ)に答えなさい。解答は各問の指示に従い選択肢の中から一つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

(ア) 下線部㉗に関する記述として、最も適当ではないものを一つ選びなさい。

- A 持株会社とは、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社で、支配する会社からの配当金はその収入となる。
- B 金融持株会社とは、持株会社のうち、子会社とする会社の大半が金融に関する事業を行うものである。
- C 自らも本業を行う一方で、他の会社を支配する事業持株会社については、独占禁止法によって禁止されてはいなかった。
- D 持株会社とは、政府や地方公共団体の資金と、個人や会社などの民間資金によって設立された企業のことである。

(イ) 下線部㉘に関する記述として、最も適当ではないものを一つ選びなさい。

- A IMF 14 条国とは、国際収支上の理由から、為替制限をしてもよい国のことである。
- B 1976 年、IMF 協定が改定され、ブレトンウッズ体制が確立したが、この改定により、IMF の特別引き出し権(SDR)が金に代わる準備資産とされた。
- C IMF 体制とは、ドルを基軸通貨とする金ドル本位制と為替レートを固定する固定相場制からなるものであったが、1968 年のドル危機と 1973 年の変動相場制への移行により崩壊した。
- D 1997 年 7 月よりタイを中心に始まった、アジア通貨危機により、タイ、インドネシアおよび韓国が IMF の管理下に入った。

(ウ) 下線部㊸に関する記述として、最も適当なものを一つ選びなさい。

- A 株式会社は資本金1円では設立することができない。
- B 株式会社においては、会社が事業活動により負った債務について株主は弁済する責任を負わない。
- C 株式会社における配当は、株式会社がその資金を借り入れた債権者に対してなされる。
- D 会社法で設立が認められている会社は、株式会社と有限会社である。

(エ) 下線部㊹に関して、株価ないし株式市場に関連する記述として、最も適当ではないものを一つ選びなさい。

- A 直接金融とは、企業が株式や社債等の有価証券を発行して、必要な資金を証券市場から調達することである。
- B 自己資本とは、企業が持つ資本のうち、株式発行や内部留保などの形で調達した資本のことである。
- C 株価の上昇によって株主が得る利益のことを、キャピタルゲインと呼ぶ。
- D 株価操作とは、日本銀行が、金融市場で手形や国債などの売買を行い、市中に流通する通貨量を調整することをいう。

(オ) 下線部④に関する記述として、最も適当ではないものを一つ選びなさい。

- A 金融ビッグバンにより、証券会社が投資家から徴収する株式売買委託手数料が自由化された。
- B 金融ビッグバンにより、外国為替業務の自由化が図られるとともに、銀行以外の一般企業や個人でも、外貨に関する取引が自由にできるようになった。
- C 金融ビッグバンにより、為替相場が外国為替手形や外国通貨に対する需要と供給によって決定されることとなった。
- D 金融ビッグバンにより、銀行、証券、保険の各業態間の相互参入が認められるようになった。

〔IV〕 次の文章を読み、下記の問題に答えなさい。

国際貿易を巡る政策論を大別すれば、比較生産費説等の国際分業による利益を重視する自由貿易論と、これに反対し国内産業の育成・保護を重視する保護貿易論との二つの立場がある。

1929年以降の世界恐慌による経済的混乱に対し、当時の主要国は自国産業の保護のためブロック経済圏の形成等の極端な保護貿易政策を採用した。これらの政策は、^①国際貿易の縮小を招き、主要国相互の対立を深め、第二次世界大戦の一因となった。このことの反省を踏まえ、戦後締結され、1948年に発効したのが関税及び貿易に関する一般協定(GATT)である。

GATTは、関税等に関する一般的 を規定し、 の撤廃、交渉による関税の引き下げ等を通じて、自由貿易の促進と世界貿易の拡大を目指す協定である。その一方で、^②国際収支の擁護のための輸入制限の許容等、現実的な運用のために多くの例外規定も GATT には設けられていた。

その後、第8回の多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドでの合意に基づき GATT が改組され、世界貿易機関(WTO)が1995年に設立された。GATT の下では加盟国間の紛争処理手続が不十分である等の問題があったが、WTO では紛争処理手続が大幅に強化されている。

WTO体制の下、2001年から新たな多角的貿易交渉としていわゆる ・ラウンドが開始したが、アメリカ等の農作物の輸出国、日本や欧州、そして発展途上国との間の対立が激化し、2011年の時点で交渉は極めて難航している。

WTO交渉の行き詰まりと対照的に近年活発となっているのが、EU等の地域的経済統合、^③二国間での自由貿易協定(FTA)や の締結に向けた動きである。 とは、FTAの内容に加えて投資や人の移動の円滑化等幅広い分野での連携強化を目指す協定を意味する。日本は従来、GATT・WTOの下での多国間の交渉を原則としていたが、2002年に との間で を締結する等、二国間交渉をも重視する姿勢へと転換している。

これら地域的経済統合や二国間でのFTA等は、GATT及びWTOの

① の原則に抵触するものであるが、国際貿易の自由化に資する面があるとして一定の要件のもとで例外的に許容されている。しかしながら、非加盟国・非締結国にとっての貿易障壁となりうる点で、ブロック経済の復活や新たな保護主義の現れであると評価する意見もある。

問 1 文中の空欄①～⑤のそれぞれに最も適切と思われるものを次の語群から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

(語群)

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| A EDP | B ブラジル | C EPA |
| D ドーハ | E 協調介入 | F シンガポール |
| G EEA | H 内国民待遇 | I 京都 |
| J 非関税障壁 | K 私的独占 | L 最恵国待遇 |
| M アメリカ | N 中華人民共和国 | O 輸出自主規制 |

問 2 文中の下線部㉗～㉚に関して、次の問(ア)～(オ)に答えなさい。解答は各問の指示に従い選択肢の中から一つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

(ア) 下線部㉗に関して、比較生産費説及び国際分業に関連する記述として最も適当なものを一つ選びなさい。

- A 19世紀前半にイギリスのリカードは、その著書『経済学及び課税の原理』において比較生産費説を展開した。
- B 日本とアジア各国の貿易はかつての水平的分業から、アジアの経済発展や日本企業の生産拠点の移転等により、垂直的分業へと移行しつつある。
- C ぶどう酒一単位を生産するためにX国では20人、Y国では100人の労働が必要であり、毛織物一単位を生産するためにX国では40人、Y国では50人の労働が必要である場合、比較生産費説によれば、Y国よりも生産費の低いX国がぶどう酒・毛織物の両方を生産する分業が両国の利益となる。
- D 一年間にW国の労働者280人が小麦であれば15単位、綿製品であれば10単位を生産し、一年間にZ国の労働者360人が小麦であれば4単位、綿製品であれば5単位を生産できる場合、比較生産費説によれば、W国の労働者は綿製品の生産に、Z国の労働者は小麦の生産に特化し貿易をすることが両国の利益となる。

(イ) 下線部㉚に関して、1930年代のブロック経済に関連する記述として最も適当なものを一つ選びなさい。

- A カナダはイギリスが主導するスターリング＝ブロックには参加せず、アメリカが主導するドル＝ブロックに参加した。
- B ソビエト連邦は社会主義諸国との間で経済総合援助会議(COMECON)を形成した。
- C フランスは東南アジアの植民地等との間でフラン＝ブロックを形成した。
- D 日本はインド等との間で円＝ブロックを形成した。

(ウ) 下線部㊸に関して、1996年以降日本で発表されている国際収支統計に関連する記述として、最も適当ではないものを一つ選びなさい。

- A 2006年から2011年の日本のサービス収支は赤字であった。
- B 外国の金融機関が日本の国債を購入した代金は、日本の証券投資収支にはマイナスとして計上される。
- C 2011年の日本の貿易収支は赤字であった。
- D 所得収支は資本収支の一項目ではない。

(エ) 下線部㊹のウルグアイ・ラウンドに関する記述として、最も適当なものを一つ選びなさい。

- A 農業の自由化が合意され、セーフガードの発動が全面禁止とされた。
- B 中華人民共和国はウルグアイ・ラウンドに参加しなかった。
- C 先進国間での貿易摩擦の激化や保護主義の台頭に対する懸念が、ウルグアイ・ラウンドでの交渉が行われた原因の一つとなった。
- D 情報の自由な流通を促進するため、特許権・著作権等を各国が自由に制限できることが認められた。

(オ) 下線部㊺に関して、1995年に発足した地域的経済統合である南米南部共同市場の略称として最も適当なものを一つ選びなさい。

- A NAFTA
- B ALADI
- C MERCOSUR
- D SALT

